

第19回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会

(事務局)

お待たせいたしました。

ちょっと、定刻を過ぎておりますが、ただ今より第19回愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会を開催いたします。

私、申し遅れましたが本委員会の事務局を務めております、愛知県建設局水資源課担当課長の小松本でございます。引き続きよろしく願いいたします。

さて、委員会の開催に先立っていくつかご出席いただいている皆様に事務局から伝達事項がございます。まず新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、ここの出入り口に消毒液をおいてございますので、トイレ等で部屋の出入りを行った際には手指の消毒等、徹底をお願いいたします。会場の換気につきましては、前方の窓と後方の扉 ちょっと蝉がうるさそうでございますがご勘弁いただいて、換気をしておりますのでご承知起きをください。最後に会場内、必ずマスクを着用していただき、大声での会話控えていただきますようよろしくお願いいたします。それから、傍聴の皆様方に事務局からお願いを申し上げます。携帯電話につきましては電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。また、お配りしてございます封筒の中にご意見シートというペーパーが入っておりますので、委員会の終了後部屋を出ていただく際にご提出いただければというふうに思っております。なお、ご帰宅後、メールやファックスなどで提出いただいてもかまいません。

続きまして、本日の委員の出欠でございますが、鈴木委員、古屋委員、藤井委員それから原田委員につきましては事前に欠席のご連絡をいただいております。また、画面ご覧いただきましたとおり、伊藤委員、今本委員、蔵治委員、富樫委員、向井委員、蒲オプザーバーの6名の方はリモートで出席をしていただいているということで、9名の出席ということになるかと思えます。

マイクでございますが、目の前にあるマイクお1人お1人一本ずつということで使いまわしの方は厳禁でよろしくお願いいたします。

最後ですが、会議室の使用時間、12時15分には施錠をして、次の会議に引き渡さなければいけないことになってございますので、申し訳ございませんが、正午を目安に会議の方を終了していただくようよろしくお願いいたします。

それでは進行を座長にお渡ししたいと思いますので、座長よろしくお願いいたします。

(小島座長)

それでは第19回の愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会を始めたいと思います。

最初に、コロナウイルス第7派が非常に猛威をふるっております。東京では先週は、50人

いや 100 人に 1 人がコロナで療養中という状態であります。今週、3 万人を超える感染者が東京都で出ておりますので、これが続けば 50 人 1 人がコロナで療養中と、いう状態に東京は今なっています。どこで感染してもおかしくないというそういう状況の中ですけれども、政府は行動制限もしない。まあ、愛知県も東京都もそうですが、行動制限がしないということで、この会議が開催の運びとなっておりますが、各自についてはもう自衛措置しかないというふうに言われておりますので、十分ご自愛をいただきますようお願いしたい。ということで、今日も会場の中ですがマスクをしたままで、議事進行したいと思います。言葉がこもるんじゃないかと心配ですが、大丈夫でしょうか。聞こえますでしょうか。あっ、ありがとうございます。それでは、安心をして、会議を始めたいと思います。

議事次第ですけれども、1 番が前年度、令和 3 年度の事業報告。2 番が、メインの課題ですけれども、今年度の事業計画、で 3 番目が令和 4 年度の人員構成についてということで、主なポイントは、要綱を変更してオブザーバーの制度を設けて、お 2 人に入っていただくということであります。それから原田委員については、今回をもって退任をされまして、まあ広報関係コミュニケーション関係は蒲俊哉さんが入って、オブザーバーで入っていただく。蒲さんは東京新聞中日新聞の記者をやっていて、今、県立岩手大学の教授になっておられます。また後程ご紹介をいたします。

原田委員については、ぜひ会議に出席して皆様にご挨拶をしたいということでございましたけれども、コロナの関係でご本人が出席できない、今日もちょっと体調がよくなくてウェブでも皆様にご挨拶ができない状態であるということで、あらかじめお断りしておきます。

それでは、まず議事次第の 1 に入りたいと思います。資料の 1 でありますけれども、令和 3 年度、前年度の事業報告です。前年度は、長良川河口堰の現在の課題と最適運用について、のペーパーを取りまとめいたしました。

そして、普及用にパンフレット、「長良川河口堰これから」を取りまとめました。3 番目に、県民講座をウイック愛知において、3 月 26 日に開催をいたしました。嘉田由紀子さんをお招きして、流域治水の話を中心に、議論をいたしました。これが、前年度の事業報告でございます。ご案内の通りでございます。

次に、今年度の事業計画、資料の 2 の 1 に入っていきたいと思います。議論していただく項目は、1 災害・流域治水、統合水資源管理、環境水産資源という三つのジャンルに分けまして、それぞれ長良川河口堰との関連について議論を進めようということがひとつ。それから、韓国のナクトンガン河口堰について、2021 年の 10 月に釜山で国際河口シンポジウムというものが行われております。かなりいろんな議論がされておりますので、そのレビューをする、ということが 4 番目であります。5 番目が、県民講座、今年の県民講座を今年度の県民講座の予定であります。最後に、武藤委員中心にまとめていただきましたパンフレットなんですがこれの普及を、どういうふうにするか、ということについて、議論をして参りたいというふうに思います。

まず、第1のところ、災害・流域治水というところですが、これについて、今年度の事業をどうするか、ということでございます。去年の県民講座を踏まえまして、(1)から(4)、長良川の流域治水、長良川の高潮と河川津波、3番目が長良川の堤防と水害、長良川のハザードマップの活用など住民の自助共助公助について、という4項目を挙げております。そのほかにもあろうかと思いますが、これについてご議論をいただきたいと思います。

座長の方から話題提供として、今年の7月23日に水戸地裁の判決があって、かなり画期的な判決と言われております。2015年の鬼怒川氾濫水害訴訟に対する判決であります。ポイントは二つで、国家賠償責任訴訟なので、国の故意過失がないといけないということで、裁判では国に故意過失があるのか、或いは過失があるのかということが争われました。で、一つは、自然堤防の役割を果たしていた地域を河川区域にして、まあ保全すべきだったのに、そういう注意義務が国にある。それを怠って民間業者、これは太陽光発電業者ですが、これがその砂丘林を掘削したことについて、そしてそれが水害の原因の一つにもなったということで、国に過失がある、として損害賠償責任を認めた。他方で、その他の地区については、堤防改修が未着手であった。けれども、改修計画はあったので、予算の都合等々で後回しになっていた結果、堤防が破堤していった、ということなのですが、一応改修計画はあったので、過失なしとして、国の損害賠償を棄却したということであります。まあ原告は、②のところで、やはり過失がある、ということで控訴する意向というふうに聞いておりますが、①についても画期的と言われていた判決であります。まあ、前からお話をしていましたように、河川は、水害が起こらないように、絶対に安全であると。そのために、公共事業を行うんだという。こういう前提でやっていると、国家賠償訴訟で負けますよ、というお話を前からしていたんですけども、そういう方向に、もう一步、裁判所が踏み出してきたのかな、というふうに思います。そういう意味では画期的な判決だと思います。

そういうことも踏まえて、災害・流域治水と長良川河口堰について、各委員からのご意見をお願いしたいと思います。それでは討議に入ります。どなたでも結構です。ご意見をいただきたいと思います。

(武藤委員) いいですか。

(小島座長) じゃあ。武藤さん。

(武藤委員)

1番のことで、今の話ですね、今の鬼怒川の裁判の問題については、この間だったら重要な問題だと思うんですけど、これをここで議論するのはなかなかあれですので、幸い裁判の中心になっている弁護士が在間弁護士ですし、河口堰の絡みでもよく分かるので、一度委員会としてもヒアリングというか、簡単なレクチャーを受けた方が、私も現場見たことあるんですけど、こちらからいろいろ議論するよりも、まず、どこが画期的であっ

て、どこが問題を残した裁判か、というようなことは話していただいたらいいんじゃないかなと思いました。

(小島座長)

はい。ありがとうございます。他にもここにリソースパーソンとして来ていただいてお話を聞きたいという方がおりますので、在間さんなんですね。

(武藤委員) 在間さん。はい、中心的にやってみえるので。

(小島座長)

そうすると、簡潔にポイントを掴んでご説明いただけるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。新村さん、どうでしょうか。

(新村委員)

在間さんでしたら、長良川のことはもちろんよくご存じなので、そういう関係、視点から話をしたらちょっと有効だと思います。意義ありません。

(小島座長)

えっと、ウェブの委員の方、いかがでしょうか。手が挙がりました。はい、蔵治さん。

(蔵治委員)

その前の議論に戻りたいんですけども、資料1というのがありますよね。

(小島座長) はい。資料1、前年度の。

(蔵治委員)

今、資料2の話在先走ってやっているように聞こえましたけど。資料1です。

(小島座長) はい、資料1ですね。

(蔵治委員) 資料1です。

(小島座長) はい。

(蔵治委員) 資料1は、昨年度の報告、ですよ。

(小島座長) はい、そうです。

(蔵治委員)

それで、皆さんご存知だと思うんですけど、大村知事はですね、あいち重点政策ファイル 330 プラス1 というのを作られていて、そこにロードマップっていうのがあります。で、この度、2021 年度までの実績を記載して、2022 年度の計画について記載したロードマップっていうのが発表されているんですけど。それについて皆さんご存知ですかね。

(小島座長) 僕は見ていませんね。申し訳ありません、はい。

(蔵治委員)

分かりました。じゃあ、ちょっと私から説明させていただきますと、このロードマップは、PDF で 259 ページぐらいある大きなもので、もう全部公開されていますけど。その中の、長良川河口堰に該当する部分は、330 の政策の中で 290 番というところにあります。で、その 290 番というところを見るとですね。長良川河口堰の開門調査等っていうのが項目になっていまして、そこに 2019、2020、2021 に何をやったかということが書いてあって、2022 については計画について書いてあります。

それで、ちょっと私が気になっているのは、2021 年度の報告というところに記述あるんですけども、今の、この資料 1 に書いてある内容がきちんと反映されていないように思えます。例えば、パンフレットの発行ってことも書いていないです。それから、10 年間を総括した報告書を作成したわけですけど、そのことは一言も書いてありません。どうしてこういうことになっているのかということについて、まず説明を求めたいと思います。以上です。

(小島座長) えっと、小松本さん、何かありますか。

(事務局)

申し訳ありません。資料の方ですね、今日の委員会で、昨年度の事業報告をもって確認ということですね、初めて正となるという理解をしてですね、まだ今現在ロードマップの方に反映されていない状況ではあるんですが、今日をもって、これで確認をいただいて、資料の 1 番にもあるとおり、記載のホームページのアドレスなんかも書いてございますので、今日皆さんにご確認をいただいたことをもって、ロードアップの方を修正の方をかけたいたいなというふうに考えております。

(小島座長)

質問ですが、ロードマップ、僕も役人やってたからあれなんですけども、ルポの改訂をするときに、計画的に作業始めますよね。原局から案を出して行って、それで取りまとめの

課がそれを取りまとめていく、というやり方するんですけれども。最初の原局から案を出したってというのはいつ頃ですか。

(事務局)

ロードマップは知事マニフェストのロードマップじゃないですか。だから、当然、知事が当選してから。ですから、毎年ですよ。

(小島座長)

一応、計画的に来るじゃないですか、原局から取りまとめ局に、原案を出してくださいと。で、それからまたフィードバックをしながら、全体のページ数見ながら削ったりして最終的にまとめて、知事決裁、確認、ということで上げていくっていうのは最終ですけども。そうすると、その原案を出したフィードバックの時に、前年度やったことが反映できなかったのだろうかという疑問ですよ。つまり、取りまとめました、パンフレットができました、県民講座開催しました、ということが、例えば、県民講座は3月26日なので、開催したというのは、3月26日にならなかった、ならないと分からなかった。とか。

(事務局) はい。

(小島座長)

でも、パンフレットがまとまったのはもっと早いとかね。そういうことで、修正するタイミングを失したのか、すでにスケジュール上、決裁がものすごく速くて、それであと印刷にかかっちゃったので。

(事務局)

まあ、そういう意味では正直言って、タイミングを失したというのが正解ですね。ちょっとなかなかその取りまとめの時期が年度頭になってくるものですから、なかなかそのタイミング難しゅうございまして。前の年に、3年度の計画を決めた段階でカチッと決まっておればよかったんですが、これもなかなか、走りながらということがあると思うんですから、なかなかタイミングずれてしまったというところがございまして。あの、いずれにしても事務局側の不手際もございまして、大至急ちょっと手直しの方をさせていただこうかと思えます。

(小島座長)

まあ、そういうふうに作業していると思うので、ちょっとそこら辺の事実関係をね、説明していただくといいのかなと思います。

(事務局) 了解いたしました。

(蔵治委員) すみません。聞こえますか。

(小島座長) はい。蔵治さん、どうぞ。

(蔵治委員)

今、画面共有っていうのをやってみたんですけど、見えていますか。皆さん頷いていますね。会場には見えているのでしょうか。

(小島座長) はい、見えています。

(蔵治委員)

これについて、今私コメントしているんですけども、234ページと書いてある、この2021年度っていうところに書いてある内容についてコメントさせていただいているんですけど、これを読むと、検討委員会1回開催。それから県民講座の開催33名参加って書いてあるんです。ちょっと私の記憶も定かじゃないんですけど、検討委員会1回だけだったかなっていうか、たくさん会議やったような気がするし、県民講座33人しか参加してなかったですかね。ちょっとその辺が疑問に思ったということもあります。

(事務局)

あの、事務局の方からお答えしますと、一般傍聴の方はですね、事前にお申し込みがあった方は確か30名、40名を超えたおったかと思うんですが、当日は33名で確認をしておりますので間違いないかと思えます。

(蔵治委員) それはオンラインで参加した人は、含まれていないのですか。

(事務局) オンラインで参加された方は数えてございません。

(蔵治委員) なるほど。

(事務局)

はい、それから委員会1回というのはですね、それ以外にたくさん委員の先生方にも来ていただいたり、ウェブで参加していただいたりして会議しておりますが、そちらは委員会ではなくて、成果の取りまとめを行うための作業会議という位置付けをさせていただきますので、カウントの方はしてございませんが、もしカウントするのであれば、作業会議、確か私の記

憶ですと4回ほどやったかと思っております。

(蔵治委員)

分かりました。ということは、ここに書いてある内容は正確に報告されているということなんでしょうけど。

(事務局) はい、書いてあることは間違いがないかと思いますが。

(蔵治委員)

この報告書、10年間の報告書であるとか、パンフレットの発行とかについては全く触れられてないってことの原因が分からないんですけども。

(事務局)

ですからそれは、こちらのロードマップの作成をするタイミングがちょっと合ってなくてですね、書き込むタイミングを失しておるとというのが今の状態です。

(蔵治委員)

でも、その33名の参加ってというのは県民講座の日の当日に分かった人数ですよ。

(事務局) はい。

(蔵治委員)

その時には報告書とかパンフレットはすでに発行していた訳ですから、今の説明は全く合理的じゃないと思いますが。

(事務局)

そうですね。いずれにしても、修正するようにいたしますので、申し訳ございません。

(蔵治委員)

ちょっとその辺が、この290番の政策課題について、きちんとロードマップとして報告されるということがちゃんとされているのかってことがかなり疑問に思うので。それと、今日この後に出てくる庁内検討チームってのもあると思いますけど、その庁内検討チームも毎年のように報告書を出されている訳ですよ。今日はその毎年の報告書に加えて10年間の総括報告書の話が出てくるんでしょうけど、その庁内検討チームの報告書について、ここに一言も毎年記載されてない訳なんですけれども、どうしてその庁内検討チームが一生懸命活動されているのにそれが毎年の成果として報告されていないのかっていうことを感じ

ました。

(小島座長) えっと、分かりますよね。

(事務局)

はい。分かります。庁内検討チームのことについては確かに今までずっと歴々と書いてきていないものですから、そちらの方も書き込むように修正をしたいかなというふうに考えております。

(蔵治委員)

とにかく私ども一生懸命やってるのに、それがきちんと知事のもとで行っているあいち重点政策ファイル330プラス1のロードマップに報告されていないというのは非常に残念なことのようになりますので、毎年の活動をきちんとそこに報告していただくようお願いしたいというふうに思います。

(事務局) はい、以後、気をつけます。

(蔵治委員) 共有は停止いたします。

(小島座長)

はい。ありがとうございました。今この報告書ってというのは、愛知県は紙印刷しています？あるいはホームページ上で公開っていうことになっていますか。

(事務局) ホームページで見れると思います。

(小島座長)

最近、紙印刷しないでホームページだけっていう自治体も増えているので、いわゆる修正をどうするのかっていうことで。つまり、紙媒体を修正するってすごく大変なんですけど、ホームページ媒体であれば修正は内部手続きが大変だとは思いますが、可能なんだろうと思うんですよね。だから、蔵治先生の話はしっかり修正して欲しい、ということなので、原課としては大変かとは思いますが、ホームページ上のものを修正するっていうことであれば、技術的、あるいは手間的にも可能だと思いますので、それをしっかりやって報告をしていただきたいと思います。

(事務局) 分かりました。はい。

(小島座長)

蔵治先生、よろしいですか。その結果をフィードバックしていただくということで。

(蔵治委員) よろしくをお願いします。

(小島座長)

はい。他に資料1についてはよろしいでしょうか。じゃあ、資料2-1に戻りたいと思います。

今までは治水のところが今度は災害流域治水として、在間さんの話が出たというところで、在間さんにエキスパートとして来ていただいてお話を聞こうということについて、異論はないということのようですね、ちょっとそういう手続きをお願いをしたいと思います。その他、新村さん、それ以外に関してでもいいですけども。

(新村委員)

災害流域治水ですけども、こないだ、嘉田さんが河口堰に行かれる前に、3.11の大災害を受けて、長良川河口堰の運用が変わったかどうか確認して欲しいとお申しましたけど、嘉田さんが忘れたってということで、先日行ってきました。聞いてきましたら全く変わってないそうです。ですから地震が起こったことについて特に検討を加えたことない。ないっていう資料もなかったんで、口頭ですけど、課長に聞いたらないと言ってました。ですから特に、大規模とか以前の問題として、地震対応をどうするかっていう検討はされてないようですね。東日本大震災を受けて。今、宮城県なんかは一旦決めて策定して作った堤防なんかをさらに嵩上げしたりとか、避難場所を変えるとか、さらに大きいものが来る想定で動き出します。少なくとも愛知県も三重県もだと思んですけど、東日本大震災に対しての対応はしてないし、さらに大きなものに対しての対応ってのは考えてないですよ。今、大地震のさらに上の、あんまり起こり得ない大地震対応みたいなことも検討されてないんですよ。それでいいのかという問題があると思うんですよ。

愛知県と三重県のハザードマップってのは一番端っこなんですよ、長良川っていうのは。そしたらあんまり重点的によく見たり、つなげられない。でも委員の人も共通してるから、三重県と愛知県を、くっつければ多分こういう形になると思うんですけども。

岐阜県の方がより堤防が崩れる前提で、より被害が大きくなるっていう点がすごく興味深いっていうか残念なこと。

(小島座長)

大きな津波が来たとき、頻度は低いけれども、ものすごく大きな地震があつて、津波が来る、いわゆる河川を遡上すると。ということで、国の方で決めてるので、それぞれの県は、その場合の浸水地域のハザードマップは作ってるわけですよ。愛知県のやつも見せていた

できました。岐阜県はもう公開されている。それを作るときに、長良川とかの川は、津波がさかのぼっていく。っていう時に岐阜県にいきなり行くわけじゃないから、途中愛知県、三重県通ってくわけですね。そこで、愛知県と三重県がちゃんと整合性のとれたものでハザードマップができるているのか。そして、その先にある岐阜県とのハザードマップが、これと整合性がとれているのかっていうのはそれぞれの県のホームページを見てるだけではわからないですけども、これはちょっと担当課ではないかもしれませんが、川は愛知県三重県の間を流れ、それで岐阜県に届いていくわけですから、それは整合性がとれているんだろうと思うんですけども、それは県と県の間で、調整とか意見交換なんかしてるんでしょうか。

(事務局)

直接私どもの課で作っておるわけではないものですから、今現在お答えできない、分からない状況にあるところです。ただ、ちょっと確認はしてみたい。

(新村委員)

もう1点、いつ判断するかっていう点が大きい問題とっていて、神島で津波を確認した場合っていうこと何ですけども、神島って本当に近いんですよ、もう伊勢湾の南東なんです。ところが実際、岐阜県もそうなんですけども、愛知県、三重県も基本的には、河口堰ゲートが開いていて、津波が川の中を完全にコントロールされて遡上していくっていう前提で書かれてる。ところが実際もし、その前に液状化等で、ゲート上がんなかったりとか、実際ゲートが上がんなかったことは実際あるわけです。ですからもしゲートが上がんなかったら、長島町なんかは相当（河口堰が）抵抗になるので、行くはずなんです。ですから、そこら辺のことを確認しておいて、その場合どうするのかっていうことをですね、想定外と言わさないためには、もし何か事情があってというかゲート上がらなかった場合はどうなるかシミュレーションした方がいいんじゃないかと思うんです。

(小島座長)

どういうふうにやりましょうかね。例えば、伊勢湾、名古屋港もそうですが、守る堤防も、液状化によって沈下するっていうような状況、ということも書いてあるわけですね。だから防波堤が沈下して、津波がさらに上がっていくっていう、そういう想定にもなってるんですけども、大地震巨大津波の想定は作ることになっていて、それぞれやっているんだけど、それはどんなものになってるのか。僕が言ったその疑問で、川は別に県境があるわけじゃなくてずっと上っているから、その整合がとれているのかっていうことと、それから今、新村さんがおっしゃったのは、それによって河口堰の運用について、それに対応した運用というものの検討の跡が見られないのはなぜか。そういうような疑問ですかね。

(新村委員)

そうですね。河口堰の運用始まって以来、変更がないということが果たして妥当なのかどうか。実際にああいう大きい地震があつて、例えば馬淵川とか河口堰が一切開け切らずとって止まっちゃったりするわけですね。そういう事例があつて、東北の方は結構熱心にずっと対策をしてる。検討してるわけですけども、中部圏は割とあんまり関係かなってなっている。実際これが大きい地震の可能性高いのは、この辺なわけですよ。それに対して、実際東北の検証作業とかそれが活かされているかどうかについて、どっかで指摘したいっていうか、確認しておきたいなと思います。

(小島座長)

今本先生いかがでしょうか、ちょっとご意見うかがいたいんですが。

(今本委員)

私は、まずこのタイトルで、災害流域治水と長良川河口堰についてと、この関連性がどうも、ピンとこなくてよく理解できてないんです。ここに挙げてる(1)から(4)までのことだと、分かるんですけどね。

それと先ほど鬼怒川水害の裁判のことを、取り上げられてましたけど、それとここの部分との関係も私にはよく理解できません。どういう関係で、鬼怒川の水害がこれに関わってくるんですか。

(小島座長)

はい。役人をやって側からするとですね、国賠訴訟が起こされて、それで負けて、国家賠償をしなきゃいけなくなっちゃうっていうのはものすごく汚点なんですね。端的に言えば。問題のその前提として、なぜかっていうと、道路と違って川ってもともとあるわけです。道路は随分前から国賠訴訟で負けてたりするんですけども、これは、何もないところに工作物を作っていった、その道路という工作物の管理に瑕疵があるとか、ないかって話なんです。川の方はそれよりもちょっと難しく、もともと流れてる川なので、道路とは過失が認められる、認められないって随分違うんですね。

で、長良川、揖斐川、木曾川、どこの川についても同じなんですけれども、前提として、道路と同じように安全を管理をするっていう前提だと、そういう注意義務があるんだっていうことを前提にすると、長良川決壊したとか、或いは、新村さんがおっしゃったように、河口堰の開門というのが、うまく機能しなかった、これ当然、過失になっちゃう。それで莫大な損害賠償を請求されてしまう。そんなことなら、最初から手当しておけばよかったと。こういうことになるので、極端に言う、限られた予算の中で、手当すべき箇所って一体どこなのか、何を優先してやっておかないといけないのかっていうことを役所は考えるんですね。つまり損害賠償請求してそれが認められるようなものは、早く手を打っておかなきゃ

いけない。というふうに普通は考える。

(今本委員)

いや、そのことは分かるんですけどね。長良川河口堰と流域治水の関連と言われたら、よく分からないんですよ。

(小島座長)

地震が起きて、河川津波が来たときに、河口堰というものが障害になる、或いは十分機能しない。これはもう当然国賠訴訟の対象ですよ。

(新村委員)

流域治水と長良川河口堰ってのは割と親和性が高いと思うんですが。災害と、長良川河口堰って感じで今僕お話したんです。ですから、ここで今本先生おっしゃってる災害流域治水っていうのを組み合わせることもちょっとあれなんですけど、それと、長良川河口堰の運用とか災害対策とかいうのはちょっと、少しニュアンスが違うんじゃないかなと思います。僕言ったわけじゃないですが。

(小島座長)

そうですね。じゃあ、蔵治先生いかがでしょうか。つまりこのタイトルがおかしいということなんですけど、おかしければ変えれば良いと思うんですけど。

(蔵治委員)

はい悩ましいことなんですけど、まず、最も大きな話からすると、先ほど私がお見せした「あいち重点政策ファイル 330 プラス 1」のロードマップによると、この委員会がやっている検討というのはどういう区分に入っているかということ、環境首都あいちという大項目の中の生物多様性の保全という中項目のところに入ってるんですよ。だから、もともとスタート時点からこの会議の主要な論点は、生物多様性の保全っていうところにあると、あいち重点施策ファイル 330 プラス 1 では位置付けられているんですね。

このあいち重点政策のファイルには、今、愛知県庁がやっているありとあらゆるすべての政策が書いてあるんですけど、その中には当然、津波防災もあれば、水資源もあれば、水産資源も、全部書いてあるんですけど、その中には長良川河口堰という言葉は一言も出てこないわけですよ。

だから、現状では大村知事が作っているあいち重点政策 330 の仕分けでいうと、この委員会の主要な検討議題というのは、生物多様性の保全であるというのがまず第 1 点なので、少なくとも順番に関してはやはり生物多様性を前面に押し出す方がいいのかなというのが 1 点です。

それと、治水ということについて言うとやっぱりこれまでのこの委員会の治水の議論というのは、どちらかと言うと過去の経緯を中心に議論をしてきていて、そもそも、その治水上の流量の計算、或いは水位の計算等に疑義があって、そもそも長良川河口堰を作らなくても、十分にその治水安全度が確保できていたんじゃないかって議論をしてきたと思うんですけど、そういう議論は重要だと思うんですけど、長良川流域は基本、岐阜県或いは三重県にあって、長良川河口堰の水害とか治水とか流域治水とかいうものは、そのほとんどは岐阜県側への影響、三重県側への影響ということになってしまっていて、愛知県として、治水或いは流域治水ということについて、今後の防災という観点から何を議論すればいいのかっていうことになると、何か岐阜県で起こりうるということについて、愛知県の委員会で議論するという構造がどうしてもあって、そこを越えて一体何を議論するのかっていう議論が不足してるっていう印象があるんですね。

それはだから多分、津波災害とかもそうかもしれないけど、じゃあ河口堰が壊れて津波が来たらどうなるのかという時に、いやまず三重県に深刻な被害が起きるよねっていうことが想像されますけど、その辺で愛知県の重大な問題としての災害防災っていうところはまず何なんだろうっていうところの議論がちょっと不足しているような印象は今時点であります。

(小島座長) そうすると、変えるんだったらどう変えればいいですかね。

(蔵治委員)

いや、ちょっとそれはこの場ですぐにバツと言えるアイデアはないのでちょっと皆さんの議論を聞いてから考えたいと思いますけど、だから、そもそもこの会議が何を指すのかってところに根本的な議論が不足している印象があって。

(今本委員)

いや、先ほど言われた、長良川河口堰が治水上どのような問題があるかというのでしたら分かるんですけども。流域治水との関連という視点から見ると、私には理解し難かったということです。

(小島座長) どうするってことですか。

(新村委員)

流域治水を外して別に持っていくということでどうですか。ここで一緒にしちゃうから何かそういうことがあると思うんですけど、ですから、流域治水はものすごく大切なんで、やはり河口堰と防災みたいな、そういう単元の説明があってもいいんじゃないかなと思うんです。今まで10年間やってこなかったのは存じ上げているんですよ。僕はなぜここに入

ったかっていうと、絶対それを入れて欲しかったから入ったわけで。そういった問題が現実
に起きているのに、どうだろうっていうことは、どっかで指摘しておきたいなとか確認
しておきたいなと思ったんです。ですからより強めるんだったら、順番はともかくとして、
長良川河口堰と災害とか、そういったことをちょっと加えた方が、全体として分かり易いじ
ゃないかな、項目増えちゃうかもしれないけど。

(今本委員)

これは、今決めなければならないとも思いませんので、蔵治さんの言われるようにちょっ
と先送りして、後程ということで次の議題に進まれたらいかがでしょうか。

(小島座長)

今日決めなきゃいけないので、持ち周りにしてね、それで、意見をいただいて、皆様にお
示しをして、それで決めると。委員会で決めていかないと、あとが進まないの、そういう
形で決めるということにさせていただきます。それで、今の案は、ご意見をいただきたいん
ですが、災害と長良川河口堰というものと、それから、皆さんのご議論が必要ですけど、流
域治水と長良川河口堰というのはどうなのか。それで、問題が立つのか立たないのか、立た
なければ、それはもう削除ということになるということですよ。

(新村委員)

いや、今までずっと治水面で議論してきたわけですから、流域治水における長良川河口堰
みたいな単元はあった方がいいと思うんです、抜いてしまうと余計にややこしくて、いろん
な調査をして、実際、川の堆積が戻っているんだという話もあるわけですよ、そういうこ
とが消えてしまいますから、その一つは流域治水というのがあるわけですよ。こうやって
括弧して、仲間にしてやるほど親和性があるとは僕は思わないので、分けた方がいいんじ
ゃないかなと思います。

(小島座長)

流域治水における長良川河口堰の役割とか或いは、関係とか、そういうことだと成り
立つんですか。

(今本委員) いや、違うでしょ。

(小島座長)

違うとおっしゃっていますけど。災害防災と長良川河口堰ということで一つ立てて、流域
治水と長良川河口堰ということについてはペンディングということでしょうか。

(今本委員) はい。

(小島座長)

一応議論するということですが、いただいて、落ち着いたところを事業計画に書いていくということを決めたっていいですか。よろしいでしょうか。

(今本委員) はい。結構です。

(小島座長) 1番は、そういう整理にして、進めたいと思います。

(武藤委員)

どこに入ってくる問題がちょっと分からないんですけど、明治用水の頭首工の問題が、私にとっては結構ショックだったというか、河口堰とも構造的に似ていると言えるものが同じ愛知県というかこの地域で、ああいう今までにないような大漏水事故が起こったということについて非常にショックだったんですけど、実際には、今、新聞記事からも消えちゃって、原因とか何かわかってない段階で、河口堰の構造物というかそれ自体の信頼性とか、今後、維持をしていく問題で、どこかで危機管理というか災害になるか知らないけれど、取り上げてもらえないかなあとは思いました。今一番よかったのはこの経過報告みたいなところで、水資源課はこの問題かなり関わってみえたので、経過報告とか今の、状況を説明していただけるといいなと思います。ちょっと、これとの関係で、どういうふうにはめたらいいか分かりませんが、重要な問題じゃないかなと思いました。

(小島座長)

明治用水の川の底が抜けちゃったということが、長良川河口堰との関連で起こるということですか。

(武藤委員) 起こる起こらないを含めて、よく分からないんですよ。どうなのか。

(小島座長)

はい。じゃあ、どうしましょうか。起こる、起こらないということに関してはノーアイデアなんです。

(新村委員)

起きないと思いますけどね。水面下に水がどうやって潜っていることは分からないが、明治用水とはちょっと違うから堰くらいしか共通項がないですから、私見ですが

(小島座長)

今本先生どうでしょう。明治用水で底が抜けたという話が長良川河口堰の参考になるのかということなんです。

(今本委員) うーん、ちょっとピンとこないですね。

(小島座長)

それでは、ちょっと簡単に明治用水の話をしていただければ、これは担当課ですよ。

(事務局)

いや、私も担当課ではないんですが、そもそも明治用水頭首工は、東海農政局、農林水産省の施設でございます。管理は、直接やっているのは、農林水産省東海農政局でございます。今、応急措置の方を県も協力していろいろやっておるところなんです。抜本的な復旧ですとか、原因究明については、東海農政局、農林水産省の方で有識者会議を持って、専門家の先生方にいろいろアドバイスをいただきながらですね、原因の究明ですとか抜本的な復旧ということこれから検討していくというふうに聞いてございますので、私どもの方から、そのこと具体についてですね、ちょっとコメントできる要素がございません、今のところ。

(小島座長) 愛知県が、メディア的には前面に出ているので。

(事務局)

県としては明治用水の頭首工から水が取れないという状況があつては、農業用水、工業用水から水道、様々な広範囲な分野に影響が及ぼされるということで、黙って見ているわけにはいかんということで、頭首工の復旧とか原因究明というよりはむしろ、目下の問題として、水をどうするか、水供給をどうするかというところに力を入れて、国の方と協力しながら、対策を講じておるところでございますので、ちょっと今、武藤先生からおっしゃられたことは、私ども今県がやっていることとはちょっと視点が違うのかなというふうに考えますが。

(小島座長)

よろしいですか。もともと農政局の仕事なんだけど、後始末っていうか、県民が困らないようにするというので、県が一生懸命やっていることが前面に出ているので、何か愛知県が、対処しているように見えるけれども、事柄はそうじゃないという、こういう説明ですよ。

(事務局) そうです。

(小島座長)

それじゃあ、1番のところは、先ほどの整理の通り、またちょっと修正して皆さんにお示しをしたいと思います。

2番の、統合水資源管理と長良川河口堰について、というところに移りたいと思います。それで、後に出てきますが、県庁のチームの方で、今回、まとめていただきましたが、これも10年間のまとめみたいなふうになっていますよね。それを読ませていただきましたけれども、そこに、統合水資源管理の課題というのがかなり出ているような気がします。後ほどご説明いただくわけですが、この率先的行動について、かなり詳細に検証をする必要があるんじゃないかというふうに思っているのが1点。それから、統合水資源管理の設計なんですけど、いわゆる渇水時どうするかという、議論を前からして、農業用水と水道用水をどういうふうに統合的に管理するかですね。それから、アオ取水という議論が、委員会から出されて、アオ取水した人が死んじゃっても無理なんだというふうにあるんですけど、最近のICT技術を使えばセンサーと取水施設の組み合わせによって何とでもできそうな気がするんですね。それほどICT技術って進んでいるので、最近、人がやっていることは大体、センサーとか技術でカバーできるっていうような時代になっているんじゃないだろうか。

それから、費用対効果と、農業用水、水道用水は今、話し合っていて決めているんだけども以前、設楽ダムのお話もいただいたことがありますけど、いわゆるお金の融通をすることが必要なんじゃないかというような議論もいろいろ、統合水資源管理の制度設計にはあるんじゃないだろうかという提案の議論ですね。

それから、併せて知多半島の水の供給ということを見ると長良川の利水と木曽川の利水は統合的に、管理運用できないのかということ。

或いは、岩屋ダムが工業用水だっていうことだと、工業用水と水道用水も統合的管理も当然、ありますよねということもありますし、工業用水は将来の工業の姿がどうなっていくのかということを描いて工業用水のトレンドを考えるわけですが、同様に、農業も同じで、輪中から地域の土地利用が、今後10年後20年後はどうなっていくのかその農業は、どういう将来設計が行われているのかということ踏まえて、都市近郊における土地利用、農業地としての作物或いは生産量の将来計画を見た上で、農業用水の配分っていうものもあるんだろうなというふうに、全体の計画を見ると考えるんですけど、そういう意味で、統合水資源管理と長良川河口堰についてということで、課題はまだたくさんあるような気がしております。ということで、座長からは以上の点を指摘しておきたいと思いますが、伊藤さんどうでしょうか。

(伊藤委員)

はい、伊藤です。私この1週間大学に行ってなくて資料が手元にない状況で、今小島先生から聞いたお話で言えば、報告書もその通りで、課題ということ言えばもう、今、あんまり統合化されてないとは言い切れませんが、国交省さん等が行っている木曽川の流量管理に伴う、ダム運用とか取水っていうのは、これ変な言い方ですが、それなりには機能しているという、ただ、ちょっと水の使い方もったいないなあとか、発電優先であったりとか、それからダムがそれぞれ別々に運用されて、渇水時になって初めて少し共通になるっていうそれをもう少し、全体に統合化するっていうのが今の統合的水資源管理っていう概念に合わせて言えば成り立つのかなと思います。あと、長良川に関しては別水系、そもそもほんのわずかしか使っていないので、統合もへったくれもない、勝手にやっていると。果たしてそれが実際の費用便益、つまり作った建設費に対して実際に使っている量で本当に、経済分析したら、そもそも堰の水資源開発って成り立っていないわけですね。もったいないとしか言いようがないっていうか、果たしてそのまま続けるかどうかという議論が一つ。その上で、使い続けるっていうことが成り立ったときに初めて木曽川との関連でどうするか、これは揖斐川の徳山ダムもそうですけど私の発想で言えば、もう使わないで元に戻してもらった方が一番いいんですけど、それでも使うっていうことが合意形成されたら、実は真っ先にああいうものこそ使った方がいいとかそういうような議論も当然出てくるわけで、果たしてそこまでこの委員会で議論するのかどうかということが、ちょっと今、考えとしてあります。

まずは木曽川において、現在のルールの問題点等を確認することと、それから、渇水に関して言えば、代替案っていうのはほぼ出し尽くされている気がして、それは国交省さんもご理解しているので、本当に渇水になった時に果たしてそれを、要は農業用水とかの調整を早くからやってくれるかどうかみたいな、なんかその辺につきるような気がします。すいませんまとまりがなくて申しわけないんですけど、そんな意見を持っています。

(小島座長) 富樫先生いかがでしょうか。

(富樫委員)

これまでとやっぱり大きく変わってきたのは、これまでも人口減少とか節水って話をしてきたんですけども、先ほどの明治用水もそうなんですけども、同時にインフラをどう維持する、或いはダウンサイジングするかっていう議論になってきつつあるんですね。愛知県の場合、工業用水の需要も減ってきていて非常に厳しいですし、ケースによっては宮城県のように県の方でコンセッションで民間に出してしまうっていうケースも出てきてしまっている。ですから、長期的に見た場合のその統合管理の前提が、人口減少や産業構造の変化、いや財政的なセール役の中でどうダウンサイジングして、効率的に維持管理していくか、というところに踏み出していかざるをえなくなっているんですかね。岐阜県の水道用水もそうなんですけど、もうダウンサイジングを始めていますからね。どれを残してどれをきち

んと維持して使っていくかっていう選択の問題になってきていると考えています。よろしいでしょうか。

(小島座長)

知多の方の、長良導水の問題をどうするかっていうのは、非常に大きい問題なんですけれども、そういう意味で、木曽川と長良川を含めた水の統合的管理なんですけど、検討の順序としては、伊藤さんのおっしゃるようなまず長良川の話。そして、それを使うか使わないかという議論があって、使う場合、使わない場合、費用対効果から考えてですね、そして、その時に使う場合、使わない場合というふうに整理した上で木曽川との統合水資源管理という問題が出てくるという整理の順序っていうことですよ。いずれにしても今日は事業計画ということなので、この2に書いてある、統合水資源管理と長良川河口堰という柱、でよろしいかということと、(1)(2)に留まらないんですけども、今おっしゃったことは、水資源の効果的な利用、平時の水利用ということで、とりあえず、議論の柱として、これ以外にもあるということを前提に、これで成り立っているかどうかということをご議論いただきたい。もしこれでよければ、一応これで、今日の段階では、今年度の事業計画としては整理をするということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(伊藤委員)

はい。今お話をさせていただいたことが含まれているのならばそのまま結構だと思います。

(小島座長)

はい。それじゃそういうことで、3番目の環境・水産資源と長良川河口堰について、いうところに移りたいと思います。で最初に蔵治先生が言っていた話、いわゆる、河口堰の話が生物多様性ということがポイントになっているっていうのは、これは大村知事の最初の選挙公約に従って整理をしていると、そういうことですか。

(事務局) 大枠はその流れだと。

(小島座長)

だから、そういうふうに整理されてるっていうことですかね。その後、いろいろ議論して随分幅が広がっているので、出発点、そこですね、河口堰あけて、生態系、水産資源、そういうものとの費用対効果というものを考えるっていうことから出発してますが、議論していくと、それをやるために、塩害の話だとか水利用の話だとかっていう格好で広がってきた。なので、それも踏まえた、整理を今後はしていただいた方がいいと、そういうことですね。順序をどういうふうにやっていくかっていうのは、それぞれ走っていくので、どれを1

番目に持ってくかっていうのはあまり大きな問題ではないと思いますし、それにこだわるものではない。ということだと思います。

ということで環境・水産資源については、昨年度の中で、環境の議論をしてきたんですけども、水産資源ということも同じぐらいの比重で考えた方がいいというのが、去年の議論だったと思います。それを考える際、伊勢湾の漁業の現在と将来設計、或いはそれにみあった水環境というのをどういうふうに作っていくか。今、伊勢湾の業者はどういう未来を描いているのか。或いは、鈴木先生からずっと言われている瀬戸内海では、もう始まっているんですけども、綺麗な水ということと、豊かな海、ということのバランスをどうとっていくか、つまり栄養塩ですよね。あんまり綺麗にして魚棲まない海にしちゃいけないと、そのバランスとコントロールをどうするかという議論をしてきました。瀬戸内海については特措法があって、国の方では瀬戸内海審議会があってそこで議論しながら、栄養塩を供給するっていう方向に舵を切ってるわけですが、伊勢湾或いは三河湾については、まだそういうところに行っていないということで、河口堰があることによって、栄養塩が伊勢湾に供給されないという話をずっとしてきました。そういう水産資源の問題と、伊勢湾長良川の生物多様性の問題、こういう生物の多様性、水産資源、環境、という状態なんですけれども。ちょっと県の方に聞きたいんですが、最近伊勢湾の調査って、或いは伊勢湾の漁業調査とか、生物多様性調査ってしてるんですかね。直近のものって、いつですかね、県でやってない？

(事務局) ちょっとそれはわかりません。すいません。

(小島)

そういうデータがあればね、それがベースになるのかなあと思ったんですけど。じゃ新村さん。

(新村委員)

これ愛知県側の話をしてるわけですけども、実際、長良川河口堰、一番のステークホルダーってやっぱり三重県ですよ。赤須賀漁協の組合長が変わったので、ちょっと挨拶っていうことで、僕昔一緒にやってたんですよ、今の新しい水谷さんっていうのと。でちょっとこないだ私的にあって、現況どうだって聞いてきて、実際、売上金を見せてもらったんですけど、それは発表できない。これ議事録残っちゃうでしょ。だからちょっと言えないんですけど。とにかく彼らの認識としては、長良川河口堰の問題も大きいけども、徳山ダムができてから5年間で大体漁獲高8分の1になった。もう非常に組合経営そのものが危ないような状況なので、公団側にはいろいろ要望していくって話で、一番大きな問題だったら、稚貝を着底する場所がなくなってしまうということで、それでどうしたかっていうと、何と、僕らが調査した砂を取っているって、浚渫してるっていう話をしましたよね。あの砂をですね、揖斐川に持って行って入れてるんですよ。ですからその浚渫した地点の砂が随分減った

な、どこに持っていったのかなと思って見てたんですけど。なんと、揖斐川に入れて、今もちょと残ってます。ところが、かなり量を入れたらしいんですけど3年前に、実際どうなったかっていうと、徳山ダムってバカでかいダムなんで、完全に洪水をコントロールしてるので、フラッシュ放流、放水ができないわけですね。ですから、要するに流れていかないと全然広がっていかなくて効果がなかったって言ってました。

ですから彼らとしても、いろいろ対策も公団、水資源機構に要求してるらしいんですけど、要するに昔の取り決めで、補償交渉のときに、長良川河口堰プラス徳山ダムって書いたらしいんですよ。についてはもう一切文句言わないっていうようなことを出しちゃったで。表だっては言えないけども、という話でした。

では、個人的どうかっていうのもありましたし、ですから、鈴木先生がこないだ、河口の方、今、小島先生がお話をされてましたけど、そういった問題も含めて、環境が思っている以上悪化しているっていうことがあったので、やっぱり伊勢湾全体として、どういう状況なのかっていうのはどこかでこう、例えば三重県漁連にも正式にヒアリングして、僕の聞いたやつだとちょっとあんまりね、私的な話だけになってしまうのもないと思う。そういう資料として残すとかあったとか、そういったこともしておいて、全体としてポテンシャルが落ちてますよっていう話はどっか確認しておいた方がいいんじゃないかなと。

(小島座長) 武藤さんどうぞ。

(武藤委員)

今の確認の意味であるんですけど。愛知県漁連と、それから三重県漁連が今、そういった深刻だもんで、一緒になって、愛知県に要請書を、文書として提出したっていうのは聞いてるんですよ。だから、その内容がどういうかというのは、どうも明らかにされてないので、一度愛知県の方から調べていただいて、漁連はかなり深刻な要求を出してると思うので、愛知県として何を、どういう項目で受けたか、それは事実なのか、ちょっと知らせてもらいたいということ。

それから、急激に変わったという点でいうと、私はもう市民団体として赤須賀漁協の関連の資料をいただいたりしたときに、やっぱり急激に落ちとるんですよ。で、事業者側のいつもの毎年の報告は、シジミは採れてると、アンケートでこれでこうでっていつも一緒にグラフ、絵を見せて、いつも長良川でも揖斐川でも採れてるっていうんですよ。毎年、だから、河口堰は運用してから何も変わらないというんだけど、実際には、赤須賀漁協の漁獲高のグラフを見ると、本当に深刻で、さっき言われた、それは証明できるかわからないけれど、徳山ダム運用されてからやっぱり揖斐川がどーんと落ちとると、いうグラフがあるんですよ。だからこの間急激に、海の状況とかそっちの方は変わってると思う。

(小島座長) 向井先生、どうでしょうか。ご意見、はい。

(向井委員)

環境とか生物多様性っていうのは蔵治先生も言われたように、やっぱりこの河口堰の話の基本になるとは思っています。何でかっていうと、行政的にはその費用対効果とか、そういったところが一番重要かもしれないんですけど、でも社会的には水道代がどうこうっていうより、はやっぱり自然環境とかの方が、おそらくは市民、県民、国民、そういった人たちにとっては重要なんじゃないかなと。いや、人にもよるんですけど、そんなのはもう生物多様性なんてどうでもいいっていう人も、世の中いっぱいいて、そっちの方が多数派なんだろうとは思いますが。ただ、おおもとの理念、何のために、河口堰を再検討するのかっていうところに立ち返ってみれば、生物多様性のところは、まず第1に置かなければいけないのかなあとは思っています。

その上で、我々にこの検討委員会で何ができるかということになると、この環境水産資源と長良川河口堰についてっていう項目で、1個目にまず汽水域の現状と回復に向けてというのが挙げられていて、これは確かにそうなんですけど、ただ、実際にはもう河口堰を運用することによって、汽水域のヨシ帯とか、或いは汽水性のベントスとかがもう壊滅的になって、っていうのはもう明らかで、それ以上のことって進めようがないですよ。

そうすると、あとはですね、未解明で議論の余地があるということとして、海への影響っていうことになるので、だからその辺が愛知県、三重県の伊勢湾の環境に、長良川河口堰がどういうふうに影響したかっていうところ、やっぱりもうちょっと整理して、議論できるように持っていくっていうのが、とりあえず課題として大事かなと思います。

その点で、先ほど言っておられた漁連が要望書を出しておられるというのを、検討したりっていうのは大事だと思いますし、あとは鈴木先生とか、あと愛知県の水産試験場とか、そういったところ、がもう少し鈴木先生はもちろんいいんですけど、これまであまり関わってくれていなかった水産試験場とかがもうちょっとこう、前向きに協力してくれるといろいろ進むんではないかなというふうには思っています。個人的な印象とか意見としてはこんな感じです。

(小島座長)

ありがとうございます。去年の、前年度の報告で整理をしたように、いわゆる汽水域がなくなり、河口堰の上流域ではもうヨシも、本当になくなっちゃったっていうことで、それはもう、当然だっていうことなんですけれども、それは当然じゃないと思う人がいるから、やっぱりそういう議論を韓国でもやってるんですよ。外国でもやっている。だからそこも問題なんだろうと思います。

漁協の話は、この前の委員会が発足した時に、前の委員会の時に、いろいろ聞いて、前の漁協長さんですけども、県の方の立場とすると、税金使って県が調査したものは、これは県民の財産だから、一応公表するんですけど、ちょっと今気になったのは、漁協さんが県に出したっていうのは、それを公表していいかどうかは、漁協さんの方の判断ですよ多分ね。

公表してくれるなっていう格好で、県に出してる場合には、県は公表できないので、どういう形で、その漁協が要望書を出しているのか、そこは確認をしないと、いわゆる情報の保護っていうのは、情報をクリエイトした人が出していって言わないと、それは出せないの、ちょっとそこは気になりましたですね。どういうポジションで作って、県の方にお渡しになったのかっていうことは、漁協さんに聞かないと、一概に手元に文書があるからって公表はできない。なので、そこは確認しないと、と思いましたがどうでしょうか。

(新村委員)

例えば、鈴木先生がなんか、三重県漁連と愛知県漁連による、要望書っての作ってるって話をされてましたから、内容的には多分関わっていると、でもそれは数値的なデータあるかどうかっていうとちょっと微妙な感じですよ。要望書って言われてたんで。あんまり要望書そのものの対象が愛知県知事だったら、それを委員会に公表できるわけですよ、こういうものをいただいたと。

(小島座長)

いや、どういう条件をつけて出してるかです。要するに、条件なしならば、いわゆるこれを世間に知らしめたいっていう格好で出してる要望書なら、それは県がいただいたものを出していいんですけども、いやこれは内々の要望書ですっていうことになると、それは本人の了解をえないと出せない。

(新村委員)

鈴木先生は多分事情詳しいと思うので確認されて、どういう形式で出したかとか、どこに出したかも詳しく分かってるんじゃないですか。

(小島座長)

そうですね。いずれにしてもちょっと漁協の人と話をして、いわゆるオフィシャルな形で、それが出せるものなのかとか、或いは、もう端的に言うと、今の状況を、それじゃ、検討会でお話をしましょうと言っていただけるのかという、そこは、相手のある話なので、検討事項ということにして、それも課題だということに、ということですね。

(新村委員) はい。

(小島座長)

3 の環境水産資源の長良川河口堰ということについてはこれに限らないんですけども、これでとりあえずよろしいでしょうか。順番をどうするかは、蔵治先生の話もあったのでこれを最初を持っていくということ。でよろしいですかね。はい。

(新村委員)

そしたらやっぱりこの3の(4)ですね人々と近しい長良川とするための方策みたいなこういう大きいやつをもっと上にもっていったらどうですか。今、3の(1),(2),(3),(4)ありますが、要するに、向井さんが言われたみたいに長良川汽水域の現状と回復というのはもう、もう今この現状こうなってるってところあたりするので、これ対策の話なるし、後に持って行って、大きな意味としては、近しい長良川とするための方策。

(小島座長) これが(1)ということですか。

(新村委員) それを上持って行った方が、分かりやすいというか。

(小島座長) はい。(4)を(1)にして、(1)(2)(3)を番号を順次繰り下げるという、そういうことですね。はい。よろしいですか。蔵治先生。

(蔵治委員)

欲を言えば、1と2の順番も逆かもしれないと思うんですけど、多分利水の方が2番目かと思いました。

(小島座長)

はい。環境が1、利水の方が2、3番が災害と長良川河口堰、そして4、ちょっとまだ議論がありますが、流域治水と河口堰、そういうことですね。

じゃあ4番目の、韓国のナクトンガン河口堰の試験開門の調査について、これちょっといろいろメールでやりとりしてもコロナの関係で、もうこうなっちゃったので、ちょっと、今年度、大変なんですけれども、これについて、去年のシンポジウムそれからシンポジウムに出席をされた、京都大学の山下洋先生っていうのがいらっしゃるんですけども、まずは、文献の調査と山下先生からのヒアリングということでどうかという、こういう提案ですよ。今年度そこから始めようと。新村先生よろしくお願いします。

(新村委員)

それでさっき事務局の人をお願いした、情報の共有をお願いします。

別に僕は分かっているわけではなんですけど、こん中のプログラムってのもありますがそれを、見ていただくと、下の方について、山本先生でもよろしいんですけど、山本先生はどちらかというと海、山、川連携で日本でやってることのご紹介という感じなので。これで見ると河口堰を閉めた場合どういう影響があるかを発表していらっしゃる方がいるので、事務局の方に、このIS2021っていうところに、正式に要請書を出していただいて、この報告書を、PDFでくださいって言うていただければ、多分、英語で韓国語でもでも最近でし

たら、訳せますから、多分これ当日ネットでずっとオープンしていて参加できたらいいんですよ。多分そういう場合、録音してますから、公演についての録画のアドレスを、それをお知らせくださいと言ってみれば、多分英語でやってると思うので、それでどういう調査をされていたかというようなことについて、具体的に聞けると思うんですよ。ですから、山本先生の方も言ってますけれども、ピンポイントでやっていることを聞いて、報告してもらったらもっといいんじゃないかな。

(小島座長)

分かりました。どれとどれをもらうかっていうのちょっとね、やらないと多分いけないので、それをちょっと作業が必要で、そして、このドキュメントこれとこれとこれと、いうのをお願いをして、それでコンタクトの窓口を整理して、それで県の方から、出してもらおうと、途中までちょっとこちらはやらないと、県は大変だと思いますけど、それをやるということですね。これも見てると当日はコロナの関係で、実際に参加、その場に参加するのはものすごく限られていて。

(新村委員)

すいません今出ましたけど、これ下の方に何をやったかって書いてあって、これの27日の16時ぐらいのところから、見ていただくと、例えば、17時のところ、要するに開けたときどうかみたいなことを、実際やったら具体的にこういう発表して、これはオンサイトだから多分そこにいたんで、中継して録画してると思うんですね。オンラインであってもいいんですけど、スピーカーが出てますから、こういった資料が欲しいと言えればいいんじゃないかなと思います。

(小島座長)

ちょっとピックアップしてください。大体国際シンポジウムなので、発表はみんな英語だと思うので、ドキュメントも英語で出してるはずですから、韓国語よりも読める人が多いと思います。はい。これ別に秘密でも何でもなし、シンポジウムは僕らもう何回も企画してやったことありますけれども、実際に委託先に委託して、シンポジウムをやって、招聘作業からドキュメントの印刷から委託先でやってもらうんですけど、それは照会があったら、そこからみんな、出すという。シンポジウムっていうのは広めるためにやってるわけですから。

(新村委員)

それより愛知県の委員会だという名前で正式に出してもらって、そこからやってもらった方がいいかなと。

(小島委員) その方がいいと思いますよ。

(新村委員)

ここに事務局が出てましたから、そちらの方に提出する。原案等は作りますから。

(小島座長)

はい。それはちょっと県の方とお話をして、委員会の名前で出すか。県の名前で出すか、どっちでもね、受けてくれると思いますくれると思いますから大丈夫だと思います。容量の問題があるけれども、それも別にお荷物、なんていいですかねネットで送ってもらえればできるわけですから、もう今どき多分紙じゃないと思うので。メールで返事が来ると思います。そういうふうにするということで、一応そこまでは決めておきましょう。

はい。その他、もういいですか。武藤さんどうでしょう。

(武藤委員) いいですよ。

(小島座長)

はい。で、それぞれで、まずそれをやって、調べたいことはここに、4の(1)。文献調査ヒアリング、現地調査というのはありますけれども、このような第7波で、また次に来ちゃうかもしれないし、まだ様子を見ないと。国際便がどうなるかというのも、まだ不透明なのでまずはそこからやって、項目は挙げておくにしろ、状況を見ながら進めるということで、今年度できる限りやって来年度になっちゃうかもしれない。いうことですね。

で、それじゃあ、4番のところは一応こういうふうに書いておいて、そこから始めるということでもよろしいですよ。はい。

今、ナクトンガンのシンポジウムはいろんな多岐にわたっているんで、要請するときには、利水の関係、農業用水の関係も上のほうにあるので、それも全部整理して一括して要望ということなので、他の委員の方も見ていただいてですね、これとこれをももらった方がいいんじゃないかというのをリストアップして、事務局の方に寄せていただいて、あとそれを見て、新村先生なり、僕なりが、ちょっと文案を整理して、それで、メールを向こうに送るということですかね。

(新村委員) これURLはもう皆さん伝わってるんですか。

(小島座長) いや送らないとダメだと思いますよ。僕は見ましたけど。

(事務局)

そうですね。画面自体は共有できてますけれど、URL自体をウェブで送ってるわけでは

ないので。

(小島座長) 僕は見てますけどURLで皆さんに送ってください。

(事務局) はい、わかりました。

(小島座長)

お願いします。じゃ、4番はそういうことで整理をさせていただき、5番です。県民講座で、文献調査、いろいろやっていくということで、こちらである程度整理をした上で、この件なり、環境庁なりで、この企画した人、或いはですよね。全体が話せるような方を、実際に来ていただいて、県民講座をやるっていうのが資料2-2。ナクトンガン関係者の招聘事例です。過去に2回、来ていただいております。これが資料の2-2で、県民講座、2019年と2016年でいずれも関釜フェリー経由で来ていただいたと聞いておりますので、そういう形で、前例に倣ってやっていただければいいのかなと思います。この点についてはどうでしょうか。関釜フェリー経由でしたよね。小松本さん。2019年2016年、来ていただいた経路って、資料の2-2ですけど、2016年は、プサンの環境局長で、それから、2019年は、協議会の運営委員と、はい。Kウォーターかこのシンポジウムの関係者、に来ていただければいいということで、はい。これはちょっと人はまた別途。

(事務局) 人選をしていただければ、事務処理の方は前例にならってさせていただきます。

(小島座長)

はい、ありがとうございます。ということで、県庁の方で、対応するとこれでよろしいでしょうか。皆さんよろしいでしょうか。Webの方も、よろしいですか。はい。そうさせていただきます。

次に、パンフレットの配布。武藤さんが中心で作っていただいたパンフレットなんですけれども。では武藤さんの方からお願いします。

(武藤委員)

パンフレットは、議論した通り、四半世紀過ぎて、今、河口堰なんて知らないという若い世代にも、わかるような、そういうパンフレットを作るということでやってきました。

で、やっぱり手に取って、見てもらう、次の世代の人たちに、それが一番やっぱり目的だったと思いますんで、今の段階では、愛知県のホームページにこれが載ってるだけですので、紙としてパンフレットとして、考えられるのは、漁協とか、やっぱり子供たち、一般の人たちがいるようなコミュニティセンターとか、社会の交流施設、図書館とか、そういうところに置くような感じにしてもらおうと。あと議員とか、そういうところにも、事務局通して渡し

ていただく。今さっき話もあったように、愛知県の当局の中に、これが頭に入っているのかというような話もありましたけど、それを徹底できるような形での配布を考えてもらいたいということですよ。

(小島座長)

というのが、武藤委員からの要望です。今こういう類のほう、愛知県はどういうふうにしていきますか。いわゆるいろんな出版物とかパンフレットがあると思うんですけども、それは印刷物にしてるんですか。あるいは、ホームページに上げて、上げるだけだとそこから広がらないので、何か工夫をしているのかということなんです。僕は、東京都の方やってんですけど、最近印刷しないんですよ。いろんな報告書。あのペーパーレスになっちゃってますね。例えば、東京都なんちゃらかんちゃら計画についてとかね、何かこんな厚いのをまとめたりするんですけど、かつては、みんなペーパーにして議員にも配ってたし、一般の方にも、求めがあれば、配ってたんですけども、最近議員にもくれないんですよ。印刷しませんとか。でこれ東京都の方向で、ちょっとそれもひどいだろうと。最低限議員とかなんかには、印刷物ちょうだいねという、わかりました、コピーして渡しますなんてカラーコピーをずっと200何ページくれたりするんですけど。それは、方針なんですよ。で、だけど印刷物を配らないというふうに決めたら、他の代替手段、いわゆるウェブとか、電子情報をどうやって、都民に届けるのかっていうことは東京都でも考えるわけですが、いわゆる広報というのをどういうふうにやっていくかっていう、でそれがなければ、紙媒体ってこともまだ残ってるのかなということなんですけど、これ県全体の方針にも関わることなんですけど、今どういうことになってますか。

(事務局)

そもそもこう言ったら何なんですけど、パンフレットを作る段階からですね、ターゲットを決めて、どのくらいの部数を印刷して、どこへ配るっていう目的をある程度決めておいてですね、パンフレットを作って、紙媒体として配るというやり方をすると。ちょっと前まではそのようなやり方をしました確かに。ただ、最近は座長おっしゃる通りですね、ホームページの方に載せて、どなたでも興味のある方は勝手にダウンロードができると。ネットで検索をすれば、引っかかれば見ていただけるみたいな形が多いかと思うんです。ですから、今回のパンフレットについても、事務局の方にどこに配るか考えよという形ではなくて、委員の先生方の方で、どういった分野で、どういった相手をターゲットにして。配るんであれば、どういうところに紙資料をとるということを、ご提案いただいた上でですね、あとは予算、マックス必要部数、焼くという作業ですね、そういったものとの調整になってくるのかなというふうに今考えてますが。

(小島座長)

せっかく傍聴で邦子さん来てるから、いわゆる昔の経験があるんで、少し後で意見聞きますね。準備、心づもりしといてください。パンフレットについては、ちょっと県の方針もあるんですけど、今おっしゃったターゲット決めて、何部でどこでということを整理してください。その上で、検討するなり、予算があるかどうかということ含めて、考えるということですよ。

(事務局)

どこに配るかターゲットを決めてですね、適正な部数を見ていただかないと、財政当局の方にですね、予算の方の都合もつけないので、やみくもに何千何百と焼いてですね、ばら撒くんだというやり方では、なかなか県の予算を執行しにくくなりますので、その辺の点はご配慮いただければと思います。

(小島座長)

ということで、検討があるということで、あっちょっと今聞いちゃいますかね。高木さん、今の。うん。マイク渡してください。あの経験者ですから。

(傍聴者)

パンフレットについてですね。これ前回の「166 キロの清流を取り戻すために」というパンフレットは、あれはかなり部数つくって、最初からターゲットは、まず東海3県の漁協ですね。それから愛知県の図書館、そして市民団体、川関係の方たちという感じでした。そういう方たちに、配れる人は配ると、私は漁協の方に手渡したりですね、組合まで持ったり広めていきました。なので、こちらでターゲットを決めておかないと、愛知県の方も分からないかなと思います。

(小島座長) はいじゃ、はいどうぞ。

(傍聴者)

すいません。やっぱり一般向けパンフレットではあるけれども、これは汽水域を取り戻していくべきだよねっていうふうに考えてもらうのは県政とか、それぞれの行政に責任をもっている方々、当局及び議員の方々にしっかり渡していただきたいなというふうに私は思うんですね。一つは愛知県でやってることだから、愛知県議会議員に渡していただけないなというふうに思います。私自身は岐阜県の人間なもので、正直言って長良川って岐阜県の川なんですよ、やっぱり出口のところだけ、岐阜県じゃないんですけども。岐阜県の岐阜県議会議員、まああの岐阜県知事とかそういうところはもちろん、知事とは具体的には河川課になると思うんですけど、あのそういう部局のところはもちろんですけども、岐阜県議

会議員とか沿川の岐阜市議会の議員、羽島市の議会議員、海津市の議会議員なんかきちんと渡して、理解を求めていきたいなというふうに思ってます。これをちょっと希望として。

(小島座長)

ちょっと整理をしていただいて、オフィシャルに県境を跨いで、向こうに送るっていうのはなかなかそれぞれのテリトリーの皆さん、王様なので難しいところあるんだろうなとは思いますが、できる範囲内で、とにかくターゲットを絞って何部でこういうところっていうことをやって、そこから話し始めるということでもよろしいですかね。はいじゃパンフレットの配布についてっていうのはそういう形で。

最後に、最後から2番目ですね、委員の構成です。資料の3-1です。最初に申し上げましたように、原田さんが抜けて、今日はお話をされるということですが、コロナの関係で、残念ながらそれができないという状態でありまして、新しく要綱を改正して、オブザーバーとして中村先生、蒲先生にお入りをいただきます。中村先生は今日出張中で参加できないということで、蒲さん、今、ウェブで出ておられますので、蒲さんの方から一言お話をお願いいたします。じゃ蒲さんどうぞ。

(蒲氏)

岩手県立大学の総合政策学部で、環境政策を担当しております蒲と申します。よろしくお願ひします。私、名古屋市生まれですね、長良川は非常に身近な存在なんですね。実は私の父親はですね、岐阜県の郡上八幡の方出身ですね、郡上郡の和良村っていうところに親父の田舎がありまして、そこでアユをたぐったり、川に飛び込んでいたのが幼少期からの原体験ですね。そのあとですね、中日新聞に入りまして、三重県政で、北川知事とか、田川県政の時に河口堰問題は担当しておりまして、長良川河口堰が最初に開設されるときに実際に私は潜水して河口部を取材したこともございます。レポートもしております。あと生物多様性問題のCOP10ですね。これの取材責任者でしたので、当時ジョグラフ事務局長が議長というか事務局として活躍して、名古屋議定書とかね。その辺の取材をですね、メインでやっておりました。ですから今回のやっぱり検討委員会の方ですね、生物多様性っていうのが大きな中心になってくるんだっていうお話を伺ったもんですから、非常に興味深いなと拝聴しておりました。やはり、私今、岩手県におるんですけども、あの森は海の恋人っていう名前ですね、気仙沼の方のカキの漁師さんがいろいろ活動されてましてですね、岩手県の一関市の方ですね、大川という川とですね、この気仙沼湾のこの河口の、この栄養分がきちんと流れないと、カキが育たないということですね、やっぱり上流部と河口部の連携が非常に重要だということですね、おっしゃってるんですよ。今までシジミって非常に注目されてたんですけども、もちろんアユっていうのは岐阜の和良川のアユっていうのは、全国の品評会で、四万十川を抜いて、第一位の品質を持っていらっしゃるんですよ、これ河口にアユが下りていって、また上がってくるっていう、年魚ということですので、非常に重

要な水産資源だと思うんですね。あと、河口部で獲れてますトリガイとかですね、あるいは伊勢湾ですけど、アナゴとかですね、これ豊洲の市場ではですね、第一級の品質として取り上げられてまして、寿司屋でもでも最上級のネタになってますので、そこら辺の何ですかね、水産資源のあり方とかね、いろいろな面で拝見させて、研究させていただければと思っております。あのよろしく願いいたします。

(小島座長)

はい。ありがとうございました。これから一緒に検討を進めたいと思います。よろしく願いいたします。よろしく願いいたします。

それでちょっと最後になりましたが、検討チームの報告をかいつまんでお願いをしたいと思います。これの中身はですね、最初に申し上げましたけれども、結構議論が必要で、この中身についてですね、ああそうかということよりも、こういうふうに整理をしたんだけど、これはこうじゃないか、あーじゃないか、もう少し視野を広く取って考えるべきじゃないかっていう、ところが何点かありますので、今後検討するというのも一つの作業だろうと思います。それを前提に今日は説明ということをまずしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

水資源課の田村でございます。少し端折ってご説明させています。中間取りまとめ案をご覧いただきまして、1枚めくっていただくと目次がございます。

「第1はじめに」、「第2愛知県の率先的行動に関する経過」、「第3今までの検討整理」がございますけど、そこはちょっと割愛させていただきまして、「第4見えてきた課題」についてかいつまんで説明させていただきます。

最後のおしり2ページ、66ページ67ページでございます。見えてきた課題の一番が水道。「1水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島への、水道水源への切り換えについて」でございます。(1)で木曾川自流、岩屋ダム、愛知用水系ダムの振替等についてのこと。(2)岩屋ダムに振り替えた場合に想定される課題の検討。この中にも、(ア)岩屋ダムに振替えた場合、(イ)長良導水の管内滞留水に関する課題の検討がございます。これ上からでございますが、(1)の振替についてはちょっとさらなる検討をしていく必要がある。また、岩屋ダムに振り替えた場合、ポンプ井や管内の水質悪化に対する悪臭なんか懸念されることや、水源への振替については、各主務省に相談するっていうところが必要になって参ります。

(イ)長良導水の管内滞留水につきましては、産廃処分するときの高額の処分費用がかかるというのが分かりました。また、取水を行う場合の検討もいたしましたが、なかなか難しいということで今後も検討していく必要があるということでございます。

(3)、66ページの一番下でございます。「長良導水の復元について」につきましては、これは塩水が排除できない場合のリスクが完全には払拭できないところから、またさ

らなる調査検討が必要だと考えられるということでございます。

それで、はねていただきまして 67 ページの一番上、「その他検討が必要事項等」につきましてでございますけど、長良川河口堰からダム等が振替が期待できる、この期間と塩水の排除期間とが異なるいうところからですね、またさらなる検討が必要であって、何よりも、開門調査にあたっては、関係自治体、地元住民との十分な理解と協力を求める必要がございます。

その次の大項目「福原輪中についての塩害防止に関する調査」でございますが、これは塩害対策を実施するには予算や実現性を検証して、それを明確にした上で、関係者との調整に入っていく必要がございます、一番最後でございますけど、事前に管理者や土地所有者、耕作者などの、十分の理解と協力が必須であるというところで、結んでございます。

まあ過去 10 年間の検討内容を、中間取りまとめ案として取りまとめた内容でございますが、このこちらの資料、案を取ったものを愛知県のホームページの Web にアップさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

内容といたしましては今までの検討結果を取りまとめたものでございます。毎回委員会で報告させていただいてるものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(小島座長) ありがとうございます。伊藤先生。

(伊藤委員) はい。

(小島座長) 富樫先生もそうなんですが、お読みいただきました？これ。

(伊藤委員)

すいません、私読めてないんで、あんまり良いとかコメント言えないですけど、今聞いただけでとても承認できるレベルのものとは思えなくて、1 度ちゃんと内容について説明してもらいたいなって、ただ読んで、それをアップ了解どうこうではなくて、この委員会で、話を聞きたいなと思いました。

(小島座長)

はい。いただいて熟読したんですけれども、先ほど一番最初に何点か申し上げましたけれども、主にこれまで利水のこととやっていたあのことに関係するので、まずそこで叩いていただいて、それで、これはこれで議論していただきたいと思っております。で、そういう意味では議論の素材としてはよくできている、なるほど、そこが、あーそういうことなのかと。これ何が問題なのかっていうことは、よく分かって、ただ関係省庁とのものってのは、河口堰を開けるときには、水資源機構、あるいは国土交通省が管理してるわけですから、了解し

ないと開けられない。もうその通りです。

で、了解した時の国の間の各省庁の調整って、国の機関国土交通省がやることになるので、いろんな調整が必要なんですけど、別にそれ県がやるわけじゃない。ということなんです。で、そこまで持っていけるかどうかということなんです。

で、それじゃあ、県は何ができて、開ける場合には国土交通省にやってもらわないといけないことっていう仕分けが必要だし、もう少し整理が必要かなと思います。で、関係住民対策ってというのは多分、霞が関としては、県にお願いしますねみたいな話をする。大体そんなのが行動パターンですね。

だから少し整理の仕方もあるし、ただこうすればいいんじゃないっていう提言では工業用水、簡単に言えば、経産省と厚生労働省の調整をどうするかとか、国でいけば農水省との調整どうするかとか、それが現場におりてきて、農水・工水・水道ということになるわけですけども、そこら辺の国がやってもらうことと、県がやること。いろんな整理をしないといけないので、行政の動かし方っていう面ではそういうふうなところもあるなと思いました。

ただ、あのまずは旧利水チームにこれをずっと見ていただいたところで、もう少し叩いていただいて、議論を深めていただきたい。で、いろんなことが書いてありますので、非常に整理をされているので、議論としては十分できるじゃないだろうかなと思います。

で、それを伊藤先生にまずは、ちょっとお願いをして、僕らも参加したいと思うんですがいかがでしょうか。

(伊藤委員)

ぜひ、なるべく早い段階でこちらもしっかり読んでいきますので、対面で一度報告を聞きながら議論したいと思います。すいません。もう時間来ちゃって申し訳ないですけど、一つだけよろしいですか。

(小島座長) はい、どうぞ。

(伊藤委員)

今日いろいろとお話聞いた時に、例えばあの在間先生呼んで鬼怒川の水害のとか、それから明治用水の頭首工の話、あと長良川の大きな津波含めた治水の話。あと、伊勢、三河の話。愛知県の立場でよろしいので、ぜひ県の担当の方に、少しずつ説明をいただくような勉強会ってしていただけないんだろうかなと。この委員会の中で、そこブラックボックスにしてしまうのはちょっともったいない気がしまして、ぜひ早いところでなんか、まとめて2時間で、4つ5つのテーマ行けるような気がしますので。私からはそういう希望を、それが直接この委員会に関係するかどうかはまた、それぞれ説明聞いた上で判断すればいいような気がしますけど、ぜひ聞いてみたいです。よろしくお願いします。

(小島座長)

趣旨は、オープンに勉強会をやるとそういう趣旨ですか。

(伊藤委員)

クローズでもオープンでも全然構わないんですけど、こちらが意見をするというよりも学ぶ場所が必要じゃないかなとちょっと思いました。はい。

(小島座長)

はい。事実関係の問題もありますので、事実関係は聞いてみないとわからないので一生懸命考えても。そこは聞くしかないということですから、じゃあそこを整理して、事務局と相談をするということによろしいですかね。

(伊藤委員) はい。

(小島座長)

はい。ちょっと事務局の運びとは違うかもしれませんが、これちょっと読んで、検討課題がよく書けているってということなので、素材としては議論をさせていただきたいというふうに思います。

あと10分で鍵をかけなきゃいけないということですが、あの最後に言い残したことはございますか委員の方々。よろしいですか。じゃ傍聴の方一言だけ。はい。

(傍聴者) いいんですか。

(小島座長) 手短にねもう時間がないので、はい。

(傍聴者)

最初に蔵治さんがロードマップの存在知ってますかって言われた時に、ほとんどの人が知らなかったことにまず驚いて、私もそうですけど。それから大村知事がもうこれで3期目なんですけれども、あと3期のうち2年残ってるわけですが、その3期目が終わるまでに、何を指して、この委員会はやっているのかなっていうことをまず知りたいなというのがありますし、それであと、やはり河口堰は塩害ですので、流域治水と河口堰というのが今後の課題とありますが、塩害もやはりどこに入るのかなとちょっと思いました。塩害はやっばり、この庁内チームの人たちも、一生懸命こう調べていらっしゃるわけですから、やはりその塩害という言葉が消えないように、どこかに持ってって欲しいなというふうに思いました。

(小島座長) あれ、知事選って来年の2月だよ。違ったっけ。

(事務局) そうです。

(小島座長) もう間近ですよ。知事選。はい。

(傍聴者) ありがとうございました。

(小島座長)

じゃ、ご意見としてとりあえず。もう時間がないので、それも含めてちょっと検討させていただきます。塩害ね、はい。

それでは、長い時間ありがとうございました。今日はこれで終わりたいと思いますが最後に事務局の方から、どうぞ。

(事務局)

事務局の方から特にございませぬ。今日ご指摘いただいた点は、座長あるいは担当の先生方と内容ご確認の上、進めて参りたいと思いますので、また後日ご相談等具体的に差し上げます。よろしく願いをいたします。本日は以上でございますので、どうもお疲れ様です。ありがとうございました。

(小島座長) はい。ありがとうございました。

以上